



～鏡石町結婚新生活支援事業～

新婚生活応援します！！

鏡石町では結婚して新生活を始める新婚世帯に対して、新居取得費や家賃、引越費用を補助します。

対象となる世帯

- ①令和4年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ③申請時に夫婦の双方又は一方が町内に住民登録していること
- ④夫婦の合算した所得が400万円未満の世帯
 - ※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。
 - ※婚姻を機に離職し、申請期間中無職の方は所得なしとします
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥申請時において町税等の滞納がないこと



対象となる経費

令和4年3月31日までの間に支払った次の経費

- ＊婚姻を機に新たに住宅を取得したまたは借用時にかかった費用（敷金、礼金、家賃等）
- ＊婚姻に伴う引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）



補助金額

＊1世帯あたり上限30万円

申請期間

＊令和4年3月31日まで

申請・問合せ先

鏡石町役場総務課
まちづくり調整グループ
電話：0248-62-2117

※必要書類・手続き方法については裏面をご覧ください。

申請に必要なもの

共通（必ず必要な書類です）

- 鏡石町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 所得証明書（申請日時点における直近の夫婦の所得証明書）
- 町税等納税証明書
- 婚姻後の戸籍謄本

住宅を借りた場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書又は支払い金額が確認できる書類の写し
※上記により家賃内訳が証明できない場合には第5号様式を提出
- 住宅手当支給証明書（第2号様式）

住宅を取得した場合

- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- 住宅取得費の領収書又は支払い金額が確認できる書類の写し

引越しをした場合

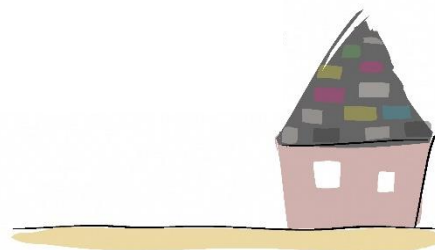
- 引越し費用に係る領収証の写し（引越業者又は運送業者に支払った費用に限ります。）

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）
※証明できる書類がない場合には第4号様式を利用ください。

申請時において無職の場合

- 無職・無収入申立書兼誓約書（第3号様式）



補助金交付までの流れ

鏡石町で新生活開始。

（令和4年3月31日までに婚姻した夫婦）

申請する

補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて申請してください。
申請期限：令和4年3月31日

書類受理・審査
交付決定通知

町で書類審査を行います。記載内容の不備や必要書類に不足がある場合は再提出をお願いすることがあります。
審査の結果を「補助金交付（不交付）決定通知書」により通知します。

請求書を提出

補助金交付請求書（第9号様式）に必要な事項を記入し、押印のうえ、総務課まちづくり調整グループへ提出してください。

補助金交付

請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。